

職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進

(前年度予算額:183百万円)
平成28年度予算額:183百万円

<背景・経緯>

平成23年1月:[今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(中央教育審議会答申)]

- 職業教育を通じて、自立した職業人を育成し、社会・職業へ円滑に移行させること、また、学生・生徒の多様な職業教育ニーズや様々な職業・業種の人材需要にこたえていくことが求められており、このような職業教育の重要性を踏まえた高等教育を展開していくことが必要。
- そのための方策の一つとして、職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備。
- 今後の検討については、新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策も検討することが望まれる。

平成25年6月:[第2期教育振興基本計画(閣議決定)]

1. 社会を生き抜く力の養成 (4) 生涯の各段階を通じて推進する取組 成果目標4(社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等)
基本施策13 キャリア教育の充実、職業教育の充実、社会への接続支援、産学官連携による中核的専門人材、高度職人の育成の充実・強化
13-3 各学校段階における職業教育の取組の推進
専修学校においては、学校評価・情報公開の仕組みの構築や教職員の資質向上などの質保証・向上のための取組を行う。
さらに、高等教育における職業実践的な教育に特化した新たな枠組みづくりに向けて、先導的試行などの取組を段階的に進める。

平成25年7月:[「職業実践専門課程」の創設について～職業実践的な教育に特化した枠組みの趣旨をいかした先導的試行～(報告)(専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議報告)]

「新たな枠組み」の趣旨を専修学校の専門課程においていかしていく先導的試行として、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定。

平成25年8月30日: 「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(文部科学省告示第133号を公布・施行)」

平成26年3月31日: 「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定し、官報で告示。4月から認定学科がスタート。

平成28年2月19日時点: 「職業実践専門課程」認定状況 学校数 833校(29.5%)、2,540学科(36.2%) ※()内の数字は全専門学校数(2,823校)、修業年限2年以上の全学科数(7,023学科)に占める割合。

<事業の内容>

調査研究協力者会議等の開催

◆ 専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議

「専修学校における学校評価ガイドライン」(平成25年3月策定)を活用した学校評価の検証や実態調査に基づく検証等、専修学校の質保証・向上の推進に向けた方策の検討を行う調査研究協力者会議を開催する。

◆ 専修学校教育研究協議会

専修学校教育の運営等に関する研究協議会を開催する。

学校評価の充実

◆ 学校評価ガイドラインに基づく情報公開モデルの開発・実証

「専修学校における学校評価ガイドライン」(平成25年3月)に記載の「情報提供等への取組に関するガイドライン」について、情報提供を促進するための情報公開モデルを開発・実証する。

「職業実践専門課程」制度創設に伴う取組の推進

◆「職業実践専門課程」に関する説明会

「職業実践専門課程」制度の取組充実のための協議会を「9ブロック」で開催する。

◆「職業実践専門課程」の改善充実のための実態調査

「職業実践専門課程」の認定が教育課程編成や学修成果の評価等に与える影響等に関する実態調査を行い、本取組の改善充実を図る。

◆「職業実践専門課程」に係る取組の推進

認定校を中心として、第三者評価など更なる質保証・向上に向けた先進的な取組を推進し、課題やノウハウを取りまとめ、検証を行い、その結果を広く全国に提供する。特に第三者評価について、分野ごとの検証とともに、分野共通の標準的な評価システムを開発する。(27か所)

職業教育の充実，専修学校の質保証・向上

経緯

平成23年1月:

中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」答申

- 職業教育を通じて、自立した職業人を育成し、社会・職業へ円滑に移行させること、また、学生・生徒の多様な職業教育ニーズや様々な職業・業種の人材需要にこたえていくことが求められており、このような職業教育の重要性を踏まえた高等教育を展開していくことが必要。
- 高等教育における職業教育を充実させるための方策の一つとして、職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備。
- 今後の検討については、新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策も検討することが望まれる。



平成25年3月～7月（7月12日に報告書とりまとめ）:

「専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議」で「職業実践専門課程」の検討

先導的試行としての「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定

「新たな枠組み」の趣旨を専修学校の専門課程においていかしていく先導的試行として、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定。



平成25年8月30日:

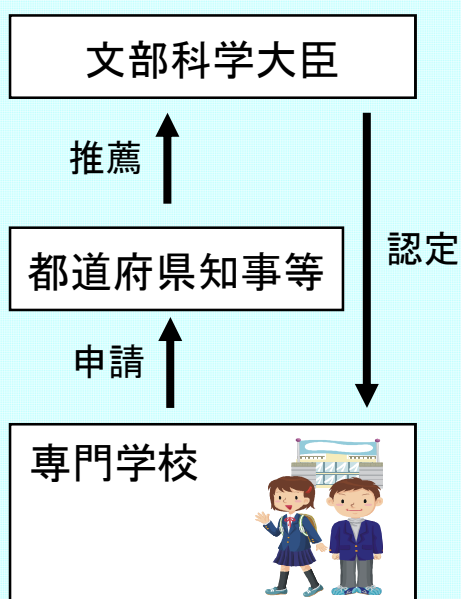
「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(文部科学省告示第133号)」を公布・施行



平成26年3月31日:

「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定し、官報で告示。平成26年4月から認定された学科がスタート。(833校、2,540学科(平成28年2月19日現在))

認定要件等



【認定要件】

- 修業年限が**2年**以上
- 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の**教育課程**を編成
- 企業等と連携して、**演習・実習等**を実施
- 総授業時数が**1700時間**以上または総単位数が**62単位**以上
- 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する**研修を組織的**に実施
- 企業等と連携して、**学校関係者評価と情報公開**を実施